

# 千葉市介護職員研修受講者支援事業について

## 1 事業の概要と目的

介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了し、介護職として就労している方を対象に、受講に要した費用の全額を助成することにより、研修受講を支援することを目的としています。

## 2 助成対象者

次の（１）から（５）のいずれにも該当する方

- （１）申請日の１年前の日から申請日までに介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了していること
- （２）申請日において、千葉市内の同一の介護施設等に、常勤・非常勤、派遣を問わず、介護職として３か月以上継続して就労し、かつ、３０日以上従事していること
- （３）研修に係る経費について、支払いを完了していること
- （４）研修に係る経費について、他の公的制度から助成を受けていないこと
- （５）市町村税に滞納がないこと

※ 一部対象とならない介護施設等があります。

※ 就労の形態は常勤、非常勤（パート勤務）、派遣を問いません。

※ 今後、助成要件を追加、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

## 3 助成額

申請者本人が研修実施機関に支払った研修受講費用全額（１０円未満は切捨て、上限額は初任者研修 100,000 円、実務者研修 150,000 円）とします。

※研修事業者、勤務先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から助成（キャッシュバック、還付、補助、手当等）を受けた（受ける予定の）場合は、受講費用から当該助成等の額を引いた後の経費が助成対象となります。

※今後、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

## 4 助成人数

先着、初任者研修 55 人、実務者研修 130 人

## 5 申請受付開始時期

令和 8 年 6 月頃から（予定）

※詳細は、広報誌「ちば市政だより」や市ホームページでお知らせします。

## 事業者様へのお願い

- （１）就業中の方で対象となる方がいらっしゃいましたら、本制度の周知をお願いします。
- （２）申請時に、事業者による就業証明を要しますので、ご協力をお願いします。

※ 申請内容不備による書類の返送、再提出が増えております。記載例を参考に、誤り及び記載漏れがないか、事業者様におかれましても今一度ご確認ください。